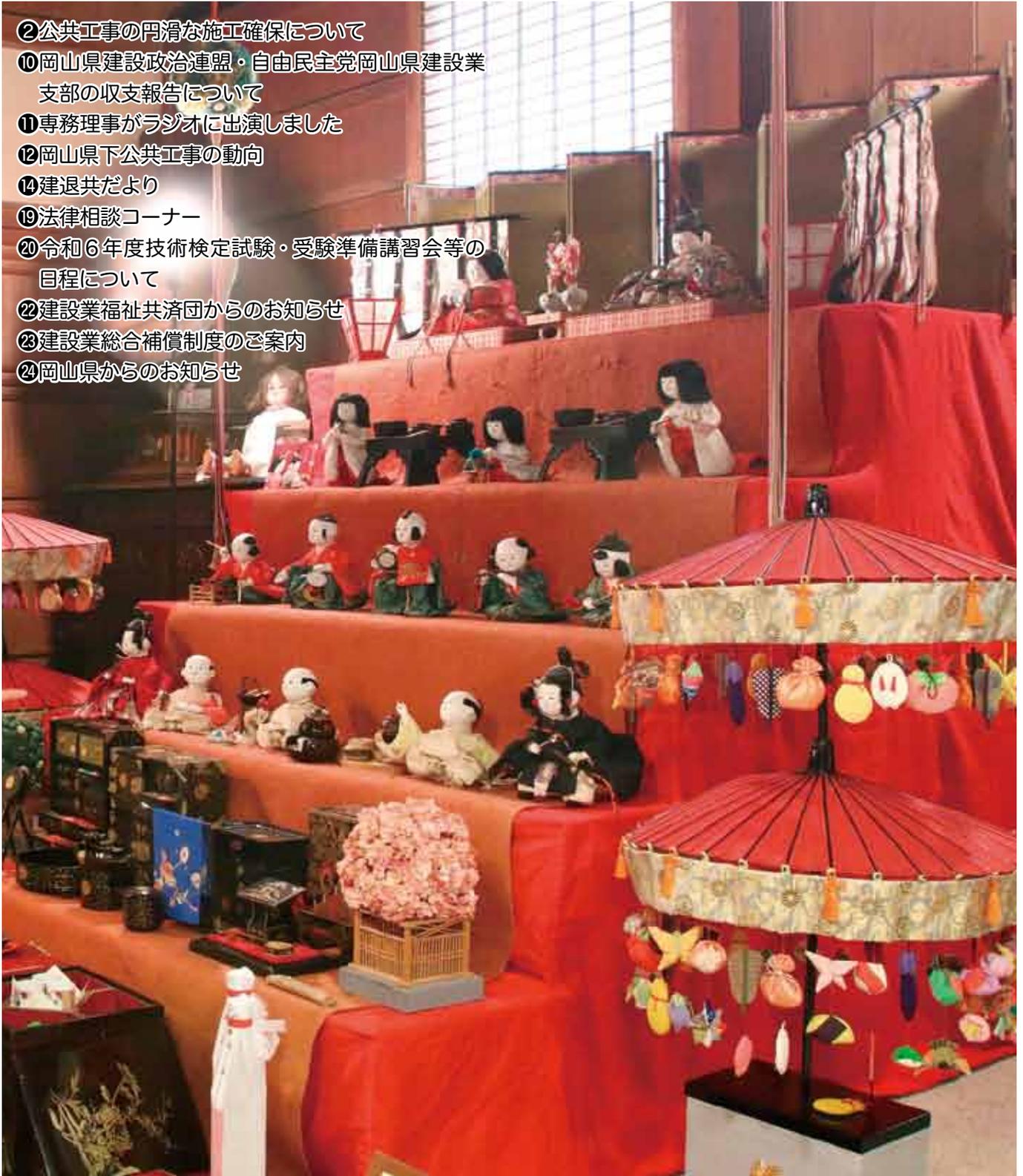


Okakenkyo News Letter

2024
3月
847号

岡山県建設業協会 **会報**

- ②公共工事の円滑な施工確保について
- ⑩岡山県建設政治連盟・自由民主党岡山県建設業支部の収支報告について
- ⑪専務理事がラジオに出演しました
- ⑫岡山県下公共工事の動向
- ⑭建退共だより
- ⑯法律相談コーナー
- ⑳令和6年度技術検定試験・受験準備講習会等の日程について
- ㉑建設業福祉共済団からのお知らせ
- ㉒建設業総合補償制度のご案内
- ㉓岡山県からのお知らせ



勝山のお雛まつり[真庭市](提供：岡山県観光連盟)

公共工事の円滑な施工確保について

総務省自治行政局長
国土交通省不動産・建設経済局長

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、公共工事の円滑な施工確保について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、地方公共団体に対して別添のとおり要請しましたのでお知らせします。

[別添]

1. 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表について

公共工事の適正な施工を確保するためには、良好な労働環境の整備等により工事に従事する技能労働者の育成及び確保が図られることが重要であり、そのためには、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見通しをもちながら技能労働者等の安定した雇用・就業環境の形成を図ることができるよう、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保を図ることが必要である。

このため、各地方公共団体におかれては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靱化対策等の実施のみならず、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点からも、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

2. 適正な価格による契約について

(1) 適正な予定価格の設定について

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害により通常の積算の方法

によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

また、公共建築工事においては、適正な予定価格の設定等の取組について以下の通知を行っていることから、これらを参考に、実勢を踏まえた適正な積算を通じた予定価格の適正な設定を図ること。

- ・「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行行第12号・国営計第102号・国土入企第24号）
- ・「公共建築工事の円滑な施工確保について」（平成28年6月30日付け国土入企第7号）
- ・「公共工事の円滑な施工確保に向けた『営繕積算方式』の適切な運用について」（令和3年4月23日付け国不入企第6号）

なお、予定価格を設定する際に適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。

（2）ダンピング対策の強化について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の問題につながりやすく、公共工事の品質確保に支障をきたすおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものである。

そのため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注を排除すること。低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査基準（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。特に、ダンピング受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。

加えて、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った金額で入札した者に対する調査の適切な実施の観点から、入契法第17条に基づく適正化指針4（3）も参考に、同法第13条の規定に基づく入札金額内訳書の確認の実施等を徹底すること。

(3) 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上について

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、工事に必要な施工条件（自然条件を含む。）等を設計図書に適切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。

(4) 設計変更・契約変更等の適切な実施について

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、かつ、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。

さらに、工事内容の変更が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にも関わらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

また、変更手続きを円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続き等について設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表に努めること。策定した指針の内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

3. 適正な工期設定について

「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期の設定に努めること。

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠である。特

に、令和6年度より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、厚生労働省労働基準局において公表している「建設業時間外労働の上限規制わかりやすい解説」及び「建設業の時間外労働上限規制に関するQ & A」も参考に、発注者として、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期を設定すること。また、その際に必要となる労務費や機械経費、共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。さらに、都道府県においては、著しく短い工期による請負契約を締結した発注者に対して建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の6第2項に基づく勧告を行う建設業許可部局とも連携し、管内市区町村その他発注者による適正な工期の設定の取組を促進すること。

また、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用など、契約上の工夫を行うよう努めること。

なお、工期の設定に当たって考慮した内容については、適切に設計図書に反映し、明示するよう努めること。その際、特に近年の夏季における猛暑日の増加を踏まえ、「直轄土木工事における適正な工期設定指針」（令和5年3月 国土交通省大臣官房技術調査課）における「天候等による作業不能日」の取扱い等を参考に、猛暑日（WBGT値が31以上等）を考慮した工期の設定に努めること。

<参考>

- 厚生労働省HP「時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務（工作物の建設の事業）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html
- 厚生労働省HP「適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススめ（建設業）」
https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html

4. 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- ・民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- ・独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
- ・個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
- ・調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。

○最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行う

ことにより、労務費の最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

○工期の設定に当たっては、資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずること。

○契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用のため、スライド条項の運用基準についてあらかじめ策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。

○今後契約する工事については、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

5. 施工時期の平準化について

施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。このため、1. でも述べた計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

その際、財政部局のほか、農林や教育など土木以外の部局を含め、各発注担当部局が緊密に連携して、施工時期の平準化を図るために必要な取組を進めること。

6. 技術者・技能者等の効率的活用について

(1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定、後述するJV制度の活用等、必要な対策を機動的に講じること。

(2) 技術者の専任等に係る取扱い等について

監理技術者等の専任を要しない期間の設定等を含む監理技術者等の専任に係る取扱いや現場代理人の常駐義務緩和に関する運用等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和4年12月23日付け国不建第457号）や「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成23年11月14日付け国土建第161号）を参考として、適切に対応すること。

なお、入契法第16条に基づく工事現場の施工体制の点検については、適正化指針において、

「工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況…（中略）…等の点検を行う」よう求めているところであるが、同指針における「工事現場への立入点検」は必ずしも工事現場への立会いを求めるものではなく、Web会議システムを活用した遠隔地からの確認等のデジタル技術の活用による適切な点検を講じることも可能であり、そのような対応も含めて、適切な点検の実施に努めること。

（３）JV制度の活用について

共同企業体（JV）は工事の安定的施工の確保を図る上で有効なものである。一方で過去にその弊害も指摘されていることから、活用にあたっては、共同企業体運用準則（「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号、最終改正令和4年5月20日付け国土交通省中建審第6号）第二）に従った共同企業体運用基準を各団体において策定及び公表した上で、これに基づき活用すること。

また、令和4年5月20日に、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活用する復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興JV」という。）が共同企業体運用準則に新たに位置づけられているので、大規模災害発生時の技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、適宜これを活用すること。その際、共同企業体運用準則のほか、「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和4年7月29日付け国不入企第24号）にて復旧・復興JVの取扱いについて通知しているところであるので、これに基づき適切に運用すること。

7. 入札契約手続の迅速化等について

入札契約手続の迅速化等を通じた着実な事務の執行を図るため、入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化や技術審査・評価業務の効率化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不調随契・不落随契）の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

特に災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

8. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和5年4月25日閣議決定）を踏まえ、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注にあたっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等の適切な企業評価に努めるなど、引き続き地域の建設業

者の受注機会の確保に努めること。

9. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用にも努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用にも努めること。

10. 就労環境の改善について

令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算等による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行第123号・国土入企第6号）、「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国土入企第26号）、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行第419号・国不入企第33号）及び「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和5年2月14日付け国不入企第41号）を踏まえ、社会保険等未加入業者の排除や法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書の提出の促進とその適切な確認等の取組により技能労働者等への適切な水準の賃金や法定福利費の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

11. 地域の建設業団体等との緊密な連携について

地域の建設企業が円滑に施工を行うことができる環境の整備により「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による事業の着実な実施が図られるよう、地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に努めること。

12. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンプ対策の強化、適切な条件明示と必要な経費の計上、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。

13. 入札契約手続及び工事に係る書類の簡素化・IT化（電子化）等の推進について

公共工事における受発注者双方の業務負担の軽減、生産性向上や働き方改革を推進するため、入札及び契約に関する書類や工事関係書類の簡素化等に努めること。

公共工事に係る手続きや書類のIT化（電子化）を推進し、各種情報の効率的な交換やペーパーレス化による事務の簡素化を図るため、電子入札システムや情報共有システム（ASP）等の必要なシステムの整備等に努めること。

特に工事関係書類の簡素化や電子化に関する取組については、関東地方整備局において「土木工事電子書類スリム化ガイド」を策定し、公表しているほか、各地方整備局においても、「土木工事書類作成マニュアル」等を策定し、運用しているため、こうした取組も参考に、工事関係書類の簡素化・IT化（電子化）に努めること。

<参考>

○中国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、土木工事書類作成マニュアルにおける工事書類適正化の手引き（案）」

<https://www.cgr.mlit.go.jp/corporate/manual/index.html>

岡山県建設政治連盟 自由民主党岡山県建設業支部 の収支報告について

政治団体の決算は、政治資金規正法の規定により暦年となっており、決算終了後3ヶ月以内に収支報告を岡山県選挙管理委員会に提出することが義務付けられております。

「岡山県建設政治連盟」「自由民主党岡山県建設業支部」両政治団体の令和5年度決算についてさる1月19日に監査を受け、2月29日に開催された地区代表者会において承認を得ましたので、その概要を掲載いたします。

○岡山県建設政治連盟

令和5年度収支報告書

自 R5. 1. 1
至 R5. 12. 31 (単位：円)

収入の部

項目	決算額	予算額	差異	備考
会費	1,653,000	1,665,000	△ 12,000	3,000円×551名
その他の収入	54	53	1	預金利子
前期繰越金	6,392,343	6,392,343	0	
合計	8,045,397	8,057,396	△ 11,999	

支出の部

項目	決算額	予算額	差異	備考
経常経費	43,474	50,000	△ 6,526	消耗品費、印刷代他
政治活動費	1,135,574	8,007,396	△ 6,871,822	
合計	1,179,048	8,057,396	△ 6,878,348	

翌年度への繰越額 8,045,397円－1,179,048円＝6,866,349円

○自由民主党岡山県建設業支部

令和5年度収支報告書

自 R5. 1. 1
至 R5. 12. 31 (単位：円)

収入の部

項目	決算額	予算額	差異	備考
党費	157,300	162,500	△ 5,200	
その他の収入	2	1	1	預金利子
前期繰越金	345,245	345,245	0	
合計	502,547	507,746	△ 5,199	

支出の部

項目	決算額	予算額	差異	備考
経常経費	46,945	40,000	6,945	消耗品費、残高証明書発行手数料他
政治活動費	0	467,746	△ 467,746	
合計	46,945	507,746	△ 460,801	

翌年度への繰越額 502,547円－46,945円＝455,602円

専務理事がラジオに出演しました (牛嶋俊明ドリームファクトリー「ドリームトーク」)

F M岡山「牛嶋俊明ドリームファクトリー」は、D J牛嶋俊明氏が“工場長”として、夢をどんどん作る工場を経営！アーティストなどと様々なプロジェクトを行うのをはじめ、県内で活躍する人に迫る「ドリームトーク」のコーナーなど、夢いっぱいにお届けする番組です。

この番組に当会の大前専務理事が出演し、協会の概要、地域の安全・安心を守るための災害対応などの業界の使命、2024年問題をはじめとする建設業を取り巻く現状、今後の夢についてD J牛嶋俊明氏と対談を行い、建設業についてPRしました。



岡山県下公共工事の動向 〈2月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和6年2月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和5年度	202件	83億円	3,558件	1,851億円
増 減 率	23.9%	36.3%	5.6%	15.9%
令和4年度	163件	61億円	3,369件	1,597億円
令和3年度	168件	86億円	3,611件	1,569億円
令和2年度	162件	76億円	3,738件	1,609億円

【1】当月の状況

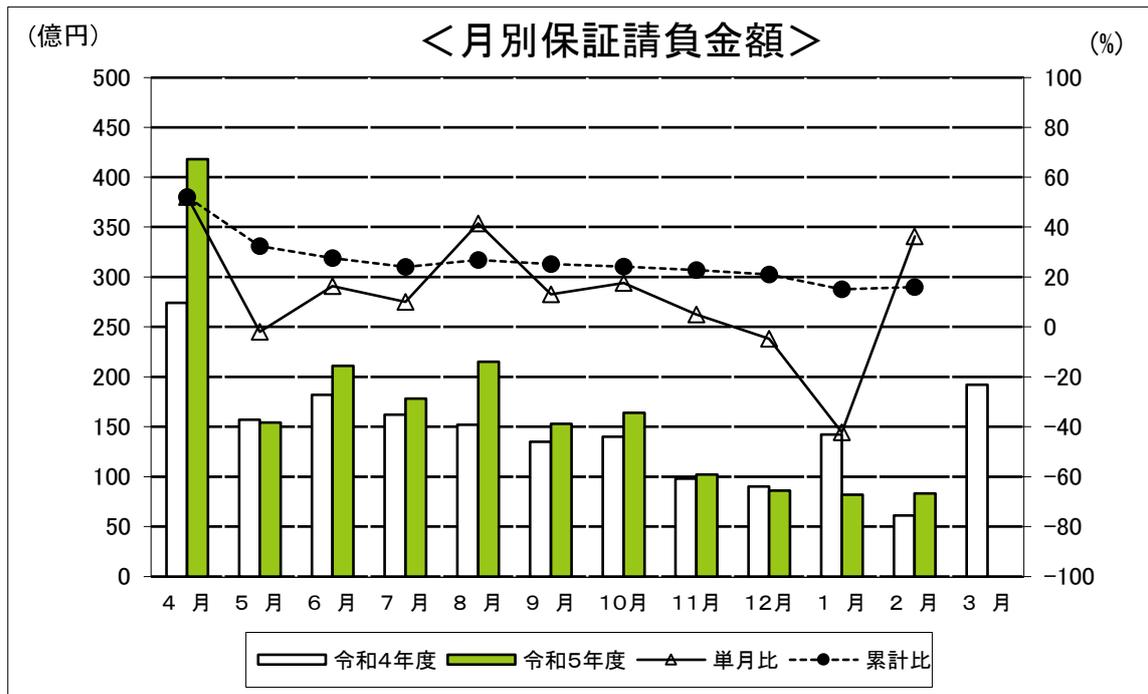
2月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で23.9%増の202件、請負金額は36.3%増の83億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「県」で24.3%減となったものの、「国」で13.2%増、「独立行政法人等」で990.6%増、「市町村」で59.2%増、「その他の公共的団体」で114.0%増となった。

【2】累計(令和5年4月～令和6年2月)

2月末累計では、件数は前年同月比で5.6%増の3,558件、請負金額は15.9%増の1,851億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で40.3%減となったものの、「国」で18.0%増、「県」で12.5%増、「市町村」で31.3%増、「その他の公共的団体」で10.7%増となった。

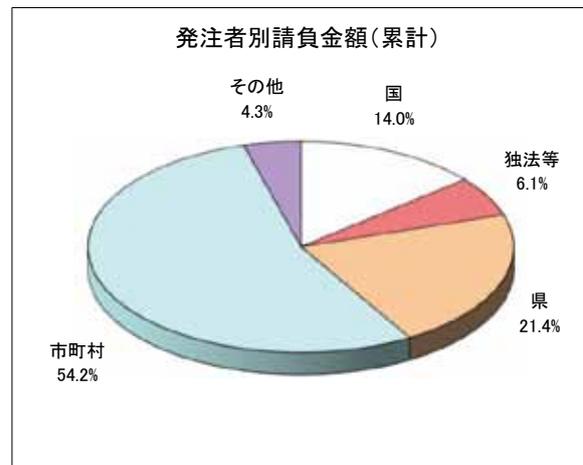
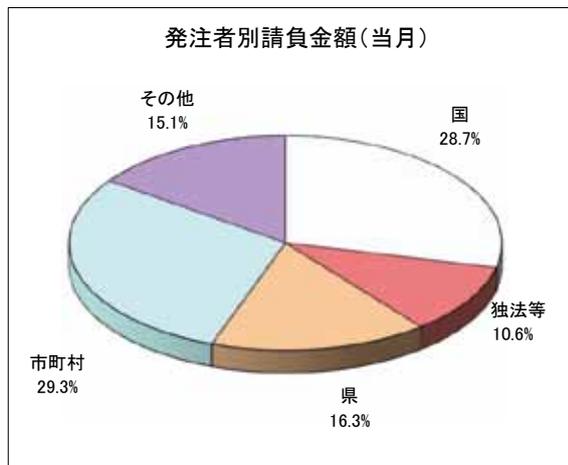


【参 考】 令和4年度より、国土交通省等で電子証書による前払金請求の受付が始まりました。
2月:8件、令和5年度累計:116件(令和4年度累計:95件)

Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	9	2,389	▲ 10.0	13.2	159	25,867	8.2	18.0
独法等	6	878	200.0	990.6	56	11,281	▲ 11.1	▲ 40.3
県	82	1,354	1.2	▲ 24.3	1,329	39,654	0.8	12.5
市町村	93	2,441	40.9	59.2	1,959	100,271	9.1	31.3
その他	12	1,260	200.0	114.0	55	8,055	25.0	10.7
合 計	202	8,324	23.9	36.3	3,558	185,129	5.6	15.9



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	3,759	54.0	45.2%	62,570	12.4	33.8%
東備地区	461	120.2	5.5%	5,357	▲ 18.4	2.9%
倉敷地区	403	▲ 76.8	4.8%	51,147	12.2	27.6%
井笠地区	1,753	598.2	21.1%	20,994	24.3	11.3%
高梁地区	274	498.8	3.3%	5,959	141.0	3.2%
新見地区	364	14.6	4.4%	5,759	15.2	3.1%
真庭地区	150	▲ 62.9	1.8%	10,653	48.5	5.8%
津山地区	839	136.8	10.1%	13,625	22.4	7.4%
勝英地区	316	▲ 6.1	3.8%	9,061	▲ 1.6	4.9%
合 計	8,324	36.3	100.0%	185,129	15.9	100.0%

(建退共だより)

退職金請求書様式のホームページ掲載について

【退職金請求書のダウンロード方法について（2024年2月22日～）】

建退業退職金共済事業本部TOPから、

「各種申請書等」>「退職金請求に関する様式」>「退職金請求書（まず、はじめにお読みください）」

のページよりダウンロードが可能となります

【印刷時の注意事項】

(1) 印刷したダウンロード様式をコピーしたものは使用しないでください。

※退職金請求書は機械処理をするため、正しく読み取れない原因となります。

(2) 必ず片面印刷とし、裏面は白紙としてください。

※退職所得申告書との両面印刷をした場合、機械処理をするため、正しく読み取れない原因となります。

(3) 白黒印刷でも受理できますが、カラー印刷を推奨しています。

建設業退職金共済事業本部 殿

「退職金請求書」の他に、必要な書類(「退職金請求手続きのご案内」を参照)があります。

1. 退職金を請求される方(被共済者)と共済手帳の内容についてご記入ください。

請求年月日	令和	年	月	日	退職金請求事由 発生年月日	平成	令和	年	月	日	
請求人 (本人または遺族)	現	フリガナ	ト・ドウ フ・ケン								
	住	〒	[] [] [] [] [] []		都・道 府・県	市・区 郡					
	所	携帯電話または日中連絡がつく電話番号 () - ()									
氏名	フリガナ									遺族請求の場合 [被共済者との続柄]	
										<input type="checkbox"/> 配偶者	<input type="checkbox"/> 父母
										<input type="checkbox"/> 子	<input type="checkbox"/> その他()
被共済者番号			性別		生年月日						
			男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>		大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 年 月 日						
被共済者氏名 (「カタカナ」にて左詰めで記入)					請求事由		職種				
共済手帳の表紙に記載の冊目・交付年月をご記入ください。 →					冊目		交付年月				
							平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 年 月				

2. 振込口座を指定してください。

振込金融機関	振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/>		添付書類 次のいずれかの資料を用意してください。 ※金融機関名・支店名、口座名義、口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 通帳の表紙および見開きコピー <input type="checkbox"/> キャッシュカードのコピー <input type="checkbox"/> 照会画面の印刷 コピーは原寸大に切り取らずA4サイズの中央にコピーしてください。	
	金融機関名	漁業協同組合・ネットバンクは、お取扱いきません。 [] []			
	口座名義人 [請求人と同じ]	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 商工中金 信託銀行 労働金庫			
	預金種目	口座番号(右詰めで記入※)	金融機関コード		店舗コード
	普通				

※口座番号が6ケタ以下の場合は、番号の先頭に「0」を加えてご記入ください。

3. 退職所得確認欄

以下の区分A～Cのいずれか該当する口欄に○印をつけてください。
※被共済者本人が死亡したことによる遺族請求のときは、記入の必要はありません。

区分	事由
A	退職手当等の受給について以下のB・C欄に該当しない
B	退職金請求事由が発生した年に他にも退職手当等の支払を受けたことがある
C	退職金請求事由が発生した年の前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けたことがある

4. 退職事由の証明欄 (証明欄は事業所の方が全て記入してください)

上記のとおり退職金請求事由に該当することを証明します。

令和 年 月 日

証明者 (場合によっては代表者の方に確認することがあります)

契約者番号 [] [] [] [] [] [] (契約者番号は建退共の共済契約者のみ記入してください)

住所 〒 [] [] [] [] [] []

事業所名

代表者名

電話 () -

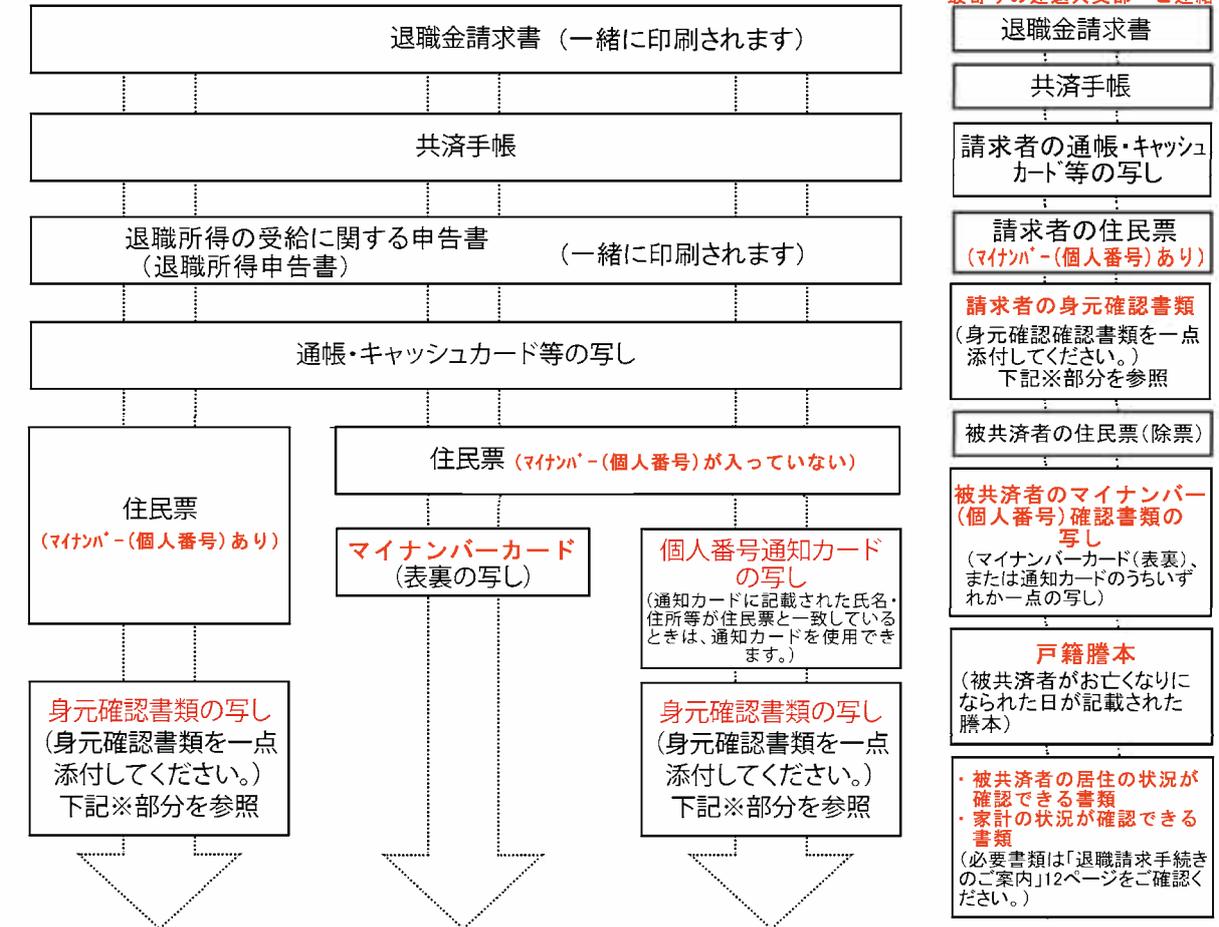
※黒のボールペン(消せるボールペン不可)で太線内にご記入ください。

年 月 日		豊島 税務署長 殿 / 市町村長 殿										年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書											
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階										あなたの	現住所	〒									
	名称 (氏名)	独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部											氏名										
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 70113305001903											個人番号										
													その年1月1日現在の住所										
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)																							
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日										年 月 日												
	② 退職の区分等										<一般・障害の区分> 一般・障害 [] <生活扶助の有無> 有・無												
③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間																							
うち 特定役員等勤続期間																							
うち 一般勤続期間との重複勤続期間																							
うち 短期勤続期間との重複勤続期間																							
うち 短期勤続期間																							
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。																							
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間										⑤ ③と④の通算勤続期間												
	うち 特定役員等勤続期間										うち 特定役員等勤続期間												
うち 短期勤続期間										うち 一般勤続期間との重複勤続期間													
										うち 短期勤続期間との重複勤続期間													
										うち 全重複勤続期間													
										うち 短期勤続期間													
										うち 一般勤続期間との重複勤続期間													
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。																							
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)の退職手当等についての勤続期間										⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間												
	うち 特定役員等勤続期間										⑧ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間												
うち 短期勤続期間										⑨ うち 短期勤続期間との重複勤続期間													
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。																							
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間										⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間												
	うち 特定役員等勤続期間										Ⓐ うち 特定役員等勤続期間												
うち 短期勤続期間										Ⓑ うち 短期勤続期間													
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間										⑪ ⑦と⑩の通算期間													
うち 特定役員等勤続期間										Ⓒ うち ⑧とⒶの通算期間													
うち 短期勤続期間										Ⓓ うち ⑨とⒷの通算期間													
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。																							
E	区分	退職手当等の支払を受けた年月	収入金額(円)	源泉徴収額(円)	特別市町村民税(円)	徴収税額(円)	支受年月	支払日	退職の区分	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)													
	B	一般	・	・					一般														
		特定役員	・	・					一般														
		短期	・	・					一般														
C	・	・						一般															

退職金請求必要書類早見表

被共済者本人による請求であれば①、②、③のうちいずれかの書類が必要です。
遺族による請求であれば④の書類が必要です。

被共済者本人による請求



①	②	③	④
<input type="checkbox"/> 退職金請求書	<input type="checkbox"/> 退職金請求書	<input type="checkbox"/> 退職金請求書	<input type="checkbox"/> 退職金請求書
<input type="checkbox"/> 共済手帳	<input type="checkbox"/> 共済手帳	<input type="checkbox"/> 共済手帳	<input type="checkbox"/> 共済手帳
<input type="checkbox"/> 退職所得申告書	<input type="checkbox"/> 退職所得申告書	<input type="checkbox"/> 退職所得申告書	<input type="checkbox"/> 請求者の通帳・キャッシュカード等の写し
<input type="checkbox"/> 通帳・キャッシュカード等の写し	<input type="checkbox"/> 通帳・キャッシュカード等の写し	<input type="checkbox"/> 通帳・キャッシュカード等の写し	<input type="checkbox"/> 請求者の身元確認書類の写し
<input type="checkbox"/> 住民票 (マイナンバー(個人番号)あり)	<input type="checkbox"/> 住民票 (マイナンバー(個人番号)記載なし)	<input type="checkbox"/> 住民票 (マイナンバー(個人番号)記載なし)	<input type="checkbox"/> 被共済者の住民票(除票)
<input type="checkbox"/> 身元確認書類の写し ※下記参照	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの写し	<input type="checkbox"/> 個人番号通知カードの写し	<input type="checkbox"/> 被共済者のマイナンバー(個人番号)確認書類の写し
	<input type="checkbox"/> 身元確認書類の写し ※下記参照	<input type="checkbox"/> 身元確認書類の写し ※下記参照	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本
			<input type="checkbox"/> 被共済者の居住の状況が確認できる書類
			<input type="checkbox"/> 家計の状況が確認できる書類

※身元確認書類の写しとして使用できるもの (いずれか一点の添付が必要となります。)

- 運転免許証
- パスポート (2020年2月4日以降に申請がされたものは提出不可です。)
- 健康保険の被保険者証
- 年金手帳
- 在留カード
- 特別永住者証明

◎各書類の写しは、紛失等のリスクがあるためA4サイズの紙でコピーしてご提出をお願い致します。

健康保険の被保険者証をコピーする際には、記号・番号は読み取れないようマスキングしてください。

詳しくは、「退職金請求手続きのご案内」をご参照ください。

退職金請求書について

- 退職金の支払いは、請求書を受付してから**1ヶ月**かかります。
(必要書類の不備や請求書記入欄への正確な記載がされていない場合は、支払いが**遅れる**ことがありますのでご了承下さい。)
- この退職金請求書は自動読取処理を行いますので、**枠内に黒のボールペン**ではっきりとご記入下さい。
- 退職金の請求のしかた・必要書類について
 - ・退職金請求書に共済手帳と住民票（マイナンバー（個人番号）のあるもの、発行年月日から3ヶ月以内、コピー不可、住民票謄本の場合は切り離し無効）振込金融機関確認書類及び退職所得の受給に関する申告書を添えて各都道府県支部にご提出下さい。
 - ・遺族請求の場合は、戸籍謄本（コピー不可、被共済者と請求人との続柄等を証明するもの）、被共済者と請求人の関係等により提出書類がそれぞれ異なりますので、詳細についてはご提出先となる各都道府県支部へお問い合わせ下さい。

ご質問の多い部分をこの用紙ではご説明させていただいております。
より詳しい書き方については、「**退職金請求手続きのご案内**」をご参照下さい。

○退職金請求書の記入方法について 1. 請求書上部の記入例

退職金を請求する方の住所、氏名、郵便番号及びフリガナを記入して下さい。

退職金請求事由の発生した年月日を記入して下さい。

請求事由の該当番号を下記3から選び記入して下さい。

1. 退職金を請求される方（被共済者）と共済手帳の内容についてご記入ください。

請求年月日	04年05月07日	退職金請求事由発生年月日	04年03月31日
請求人（本人または遺族）	トウキョウ・トシマク ヒカ シイケフ クロ		
住所	〒170-8055 東京 豊島 東池袋1-24-1 パークハイツ707		
氏名	キンタイ タロウ	遺族請求の場合【被共済者との続柄】	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他
被共済者番号	991231234	性別	男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
被共済者氏名（フリガナにてお読みください）	キンタイ タロウ	請求事由	2
職目	06	職種	04
交付年月	04年01月		

2. 振込金融機関の記入例

退職金は、請求人個人の普通預金口座に振り込みます。

金融機関名・口座名義人名（カタカナ）・口座番号を記入して下さい。
(漁業協同組合・ネットバンクは取扱いしていません。)

2. 振込口座を指定してください。

振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込	<input type="checkbox"/> 口座振込
金融機関名	東西 池袋	
口座名義人	カタカナ キンタイ タロウ	
普通	00123459999123	

金融機関名、支店名、口座名義、口座番号のわかるものの写しを必ず添付してください。
(通帳の見開きコピー、キャッシュカードのコピーなど)

3. 退職金の請求事由とその証明

請求事由欄に記入した番号に該当する**必要な証明を証明欄に必ず**受けて下さい。

請求事由	事業主の証明
1 独立して事業をはじめた	最後の事業主または事業主団体の証明
2 無職になった	最後の事業主または事業主団体の証明
3 建設関係以外の事業主に雇われた	現在の事業主の証明
建設関係の事業所の社員や職員になった	現在の事業主の証明
4 (自らが事業主に就任した、または役員報酬を受けることになった場合も含む)	(現在の事業主の証明及び商業登記簿謄本写し)
5 けが・病気のため仕事ができなくなった	最後の事業主の証明または医師の診断書
6 満55歳以上になった	(最後の事業主の証明の有無は問いません)
7 本人が死亡した	(最後の事業主の証明の有無は問いません)

第165回 契約書を通して有利な状況を作り出す！

●相談内容●

新規の顧客との間で請負契約を締結するにあたって、会社に有利になるような条項を設定するために、どのようなことを行うべきでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

契約書が持つ有利な効力

今回は契約書が持つ防御的な機能に重きをおいて話をしました。今回は、契約書で自社が利益を得られるようにするための方法について解説いたします。

契約書で民法等の一般原則とは異なる条項を定めた場合、異なる定めをした条項が優先されることとなります。つまり、当事者が特に合意したことは一般原則に縛られることなく、異なる定めが優先されることとなります。

例外として、法令上の強行規定に反する合意はできません。例えば、公序良俗に反する定め、下請法に反する定めなどは無効となります。他に労働基準法などの規定を潜脱するために業務委託の形態で契約を締結することも無効と判断されることとなります。

また、こちらにとって有利な条項とは、裏を返せば相手にとって不利な条項です。相手視点では不利となる規定が多すぎた場合には、そもそも契約締結を断られる可能性があります。

具体的にどのような規定を置くべきなのか

まず、考えられる規定は、責任の制限に関するものです。例えば契約不適合責任は民法上、不適合を知ってから1年間の期間制限となっていますが、この期間制限を短くする、期間の起算点を引渡し時とする、はたまた不適合責任を一切負わないとする、など様々な変更が考えられます。もっとも、建設工事標準請負契約約款に準拠する場合は自由に変更ができないため、ご注意ください。

他には、支払い期限、支払い条件などといった事項も重要です。請負契約は仕事の完成をもって初めて報酬請求権が発生しますが、回収可能性を考えれば、なるべく早く、できれば着工時にある程度の金額を支払う条項にするべきでしょう。なお、振込手数料の負担について、インボイスの処理のために一律債務者負担にすることも検討すべきといえるでしょう（民法の一般原則は債務者が負担すべきものになります。）。

さらに、会社の技術、ノウハウといった秘密情報を守るための条項も定めるべきです。取引の内容によっては秘密情報を相手方に提供せざるを得ないことがあります。そういったケースを想定した際、会社のノウハウを保護することは、会社の市場における優位性を維持するためには重要なことです。

最終的には会社が求める状況による

もっとも、どの規定を置くことが会社にとってメリットがあるかは、ケースバイケースです。契約を通してどのように市場価値を高め、どのような地位を得るかという問題となるため、目指す先は会社ごとに異なります。一方、規定を置くことが法令上の強行規定に反しないか、相手に契約締結を拒否されないかなどの事情も考慮しなくてはならず、そのあたりのバランス感覚も必要です。

そのため、具体的な内容の検討にあたっては、前回説明したリスクを回避することとは異なり、多角的な視点から状況を想像して条項を定める必要があります。

以上のことから、目指す目標を持つ会社と、強行規定や相手方からの視点といった知見を持つ専門家が、一緒に詳細な検討を行い、契約書を作り上げていくことが必須といえます。

令和6年度
技術検定・受験準備講習会等の日程について

令和6年度に実施される技術検定・受験準備講習会等の実施機関と日程は次のとおりです。
受験・受講を希望される方は参考にご覧ください。

試 験	受験準備講習会等
<p>1・2級土木施工管理技術検定 1・2級管工事施工管理技術検定 1・2級電気通信工事施工管理技術検定 1・2級造園施工管理技術検定 土地区画整理士技術検定 《指定試験機関》 (一財)全国建設研修センター https://www.ictc.jp/ TEL 土 木 (042)300-6860 管工事 (042)300-6855 電気通信工事 (042)300-0205 造園・土地区画整理士 (042)300-6866</p>	<p>◎ 1・2級土木施工管理技術検定(1級第1次、2級種別:土木)受験準備講習会 主催 (公財)岡山県建設技術センター https://www.octc.or.jp/project/kensyu.html TEL (086)284-4510</p>
<p>1・2級建築施工管理技術検定 1・2級電気工事施工管理技術検定 《指定試験機関》 (一財)建設業振興基金 https://www.fcip-shiken.io/ TEL 試験研修本部 (03)5473-1581</p>	<p>◎ 1・2級建築、管工事、電気工事、電気通信工事施工管理技術検定(第1次・第2次)及び1級土木施工管理技術検定(第2次)受験準備講習会 主催 (一財)地域開発研究所 https://www.ias.or.jp/iyuken/ TEL (03)3235-3601</p>
<p>1・2級建設機械施工管理技術検定 《指定試験機関》 (一社)日本建設機械施工協会 https://icmanet-shiken.io/ TEL 試験部 (03)3433-1575</p>	<p>◎ 1・2級建設機械施工管理技術検定(筆記)受験対策eラーニング講座 主催 (一財)建設物価調査会 講習会業務代行(株)建設物価サービス https://book.kensetu-navi.com/ TEL (03)5649-8581</p>
<p>建設業経理士検定・建設業経理事務士 (一財)建設業振興基金 https://www.keiri-kentei.jp/ TEL (03)5473-4581</p>	<p>◎ 建設業経理事務士特別研修(3級・4級) 主催 (一財)建設業振興基金 https://www.keiri-kentei.jp/training/ TEL (03)5473-4581</p>

令和6年度技術検定 実施日程・願書販売先（書面受付の場合）

インターネット申込・技術検定の詳細については各機関にお問い合わせ下さい

級別	申込書販売開始※郵送販売は7日前に締切		実施機関	申込受付期間 ※消印有効	試験日	合格発表日	
	申込書販売場所						
土木	1級	第1次検定	ネット申込	R6.3.22~4.5	R6.7.7	R6.8.15	
		第1次検定・第2次検定/第2次検定			R6.2.26	R6.10.6	R7.1.10
	2級	第1次検定(前期)(種別土木)	ネット申込	R6.3.6~3.21	R6.6.2	R6.7.2	
		第1次検定(後期)				R6.10.27	R6.12.4
		第1次検定・第2次検定					1次R6.12.4/2次R7.2.5
第2次検定	R6.6.17	R7.2.5					
(公財) 岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財) 全国建設研修センター (右記)			※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい				
管工事	1級	第1次検定	ネット申込	R6.5.7~5.21	R6.9.1	R6.10.3	
		第1次検定・第2次検定/第2次検定			R6.4.9	R6.12.1	R7.3.5
	2級	第1次検定(前期)	ネット申込	R6.3.6~3.21	R6.6.2	R6.7.2	
		第1次検定(後期)				R6.11.17	R7.1.6
		第1次検定・第2次検定					1次R7.1.6/2次R7.3.5
第2次検定	R6.6.24	R7.3.5					
(公財) 岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財) 全国建設研修センター (右記)			※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい				
電気通信工事	1級	第1次検定	ネット申込	R6.5.7~5.21	R6.9.1	R6.10.3	
		第1次検定・第2次検定/第2次検定			R6.4.9	R6.12.1	R7.3.5
	2級	第1次検定(前期)	ネット申込	R6.3.6~3.21	R6.6.2	R6.7.2	
		第1次検定(後期)				R6.11.17	R7.1.6
		第1次検定・第2次検定					1次R7.1.6/2次R7.3.5
第2次検定	R6.6.24	R7.3.5					
(公財) 岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財) 全国建設研修センター (右記)			※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい				
造園	1級	第1次検定	ネット申込	R6.5.7~5.21	R6.9.1	R6.10.3	
		第1次検定・第2次検定/第2次検定			R6.4.9	R6.12.1	R7.3.5
	2級	第1次検定(前期)	ネット申込	R6.3.6~3.21	R6.6.2	R6.7.2	
		第1次検定(後期)				R6.11.17	R7.1.6
		第1次検定・第2次検定					1次R7.1.6/2次R7.3.5
第2次検定	R6.6.24	R7.3.5					
(公財) 岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財) 全国建設研修センター (右記)			※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい				
建築・電気工事	1級	第1次検定	ネット申込	R6.2.22~3.8	R6.7.21(建築) R6.7.14(電気工事)	R6.8.23	
		第1次検定・第2次検定/第2次検定			R6.2.9	R6.10.20	R7.1.10
	2級	第1次検定(前期)	ネット申込	R6.2.9~3.8	R6.6.9	R6.7.10	
		第1次検定(後期)				R6.11.24	R7.1.10(1次)
		第1次検定・第2次検定					R6.6.26~7.24(ネット)
第2次検定(第1次検定免除者)	R6.6.26	R6.7.10~7.24(書面)	※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい				
(公財) 岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財) 建設業振興基金 (右記)			※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい				
建設機械	1級	第1次検定	R6.2.1	R6.2.15~4.5	R6.6.16	R6.7.29(予定)	
		第2次検定(筆記)			R6.2.15~3.29	R6.8月下旬~9月中旬	R6.11.18(予定)
	第2次検定(実技)	R6.2.15~4.5	R6.6.16	R6.7.29(予定)			
	第1次検定			R6.2.15~3.29	R6.11.18(予定)		
	第2次検定(筆記)				R6.8月下旬~9月中旬		
第2次検定(実技)	※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい						
(一社) 岡山県建設業協会※窓口販売のみ TEL (086) 225-4133 (一社) 日本建設機械施工協会中国支部 TEL (082) 221-6841			※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい				

労働安全衛生推進事業も充実！

共済団では建設共済保険事業の他、建設業の発展に資するため、育英奨学事業等の共済事業を実施しておりますが、平成28年度から建設業における労働災害の防止等を目的とした「労働安全衛生推進事業」を実施しております。令和2年度からさらにその内容を充実させておりますので、是非ご活用下さい。

1.現場の安全衛生環境整備のための用品の頒布

建設共済保険に加入の全てのご契約者を対象に、年間掛金に応じた安全衛生用品を送付いたしております。年間掛金20万円以上のご契約者はカタログ掲載の安全衛生用品の中からご希望の用品が保有ポイント分ご選択いただけます。

建設共済保険の更新または新規にてご契約成立後、順次用品またはカタログをご送付いたしますので、是非ご活用下さい。なお、安全衛生用品はミドリ安全(株)から配送いたします。

2.建設業における女性就業環境向上のための助成

現場で女性が働きやすい環境の向上を促進することを目的とした現場の女性専用トイレならびにロッカーを有する女性専用更衣室設置に対する助成事業を実施しております。建設共済保険契約者が施工する現場に女性専用トイレまたは女性専用更衣室を設置した場合、設置にかかる対象毎に経費の3分の1以内、各10万円を限度額として助成いたします(購入又はリースも可)。なお、申請は助成対象毎に1契約者1回限りとさせていただきます。

詳しくは共済団のホームページをご覧ください。



3.現場の安全衛生の推進に積極的に取り組まれた方の表彰

無事故現場の安全指導及び模範と認められる方を表彰し、表彰状と副賞として1万円相当のカタログギフトをお贈りいたします。

令和4年度までで累計623社、1,664名を表彰しており、ご同意いただいた1,291名を「安全の守り手」としてホームページにて顕彰しております。



<法定外労災補償制度>

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

—死亡、障害1～7級、傷病1～3級を補償—

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現:国土交通省)及び労働省(現:厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

【建設共済保険の特長】

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い | ⑤元請・下請を問わず無記名で補償 |
| ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償 | ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合) |
| ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減 | ⑦経営事項審査において15点の加点 |
| ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし | |

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/> 建設共済保険

検索

(建設業総合補償制度のご案内)

地盤崩壊危険補償特約 のご案内

工事中の地盤崩壊事故に備えを!

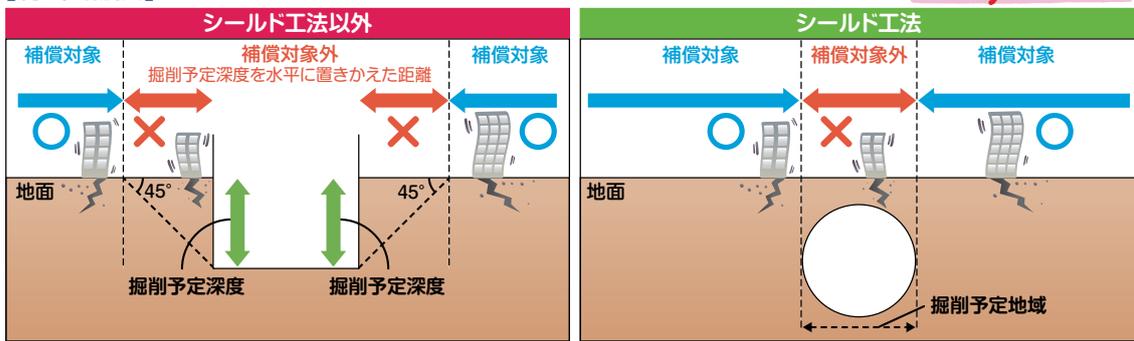
地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。
一般的な請負業者賠償責任保険で補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、
建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です!
しかも「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償・ワイドプラス補償)」なら標準補償で補償されない部分もカバー!!

支払限度額：1事故、保険期間中通算1,000万円もしくは2,000万円(免責金額5万円)

完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合

【標準補償】

年間保険料 **39,000円**

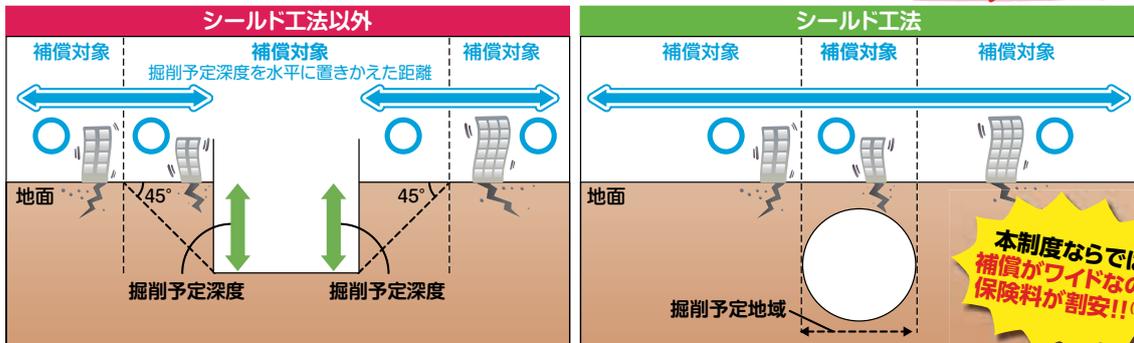


地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)で安心!

【ワイド補償】

※ワイド補償により新たに支払対象となる部分には、縮小支払割合50%が適用されます。

年間保険料 **58,000円**



地盤崩壊危険補償特約(ワイドプラス補償)で更に安心!

【ワイドプラス補償】

年間保険料 **75,000円**

ワイド補償と同じ補償範囲で縮小支払割合の適用がありません。

支払限度額を上限に **損害額の100%をお支払い** (注2)

ワイド補償に
プラスした
補償

標準補償・ワイド補償にご加入の皆様はワイドプラス補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか? ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

(注1) 団体のスケールメリットを活かした、個別にご加入いただくよりも割安な保険料です。

(注2) 縮小支払割合の適用はありませんが、免責金額が適用されますので、5万円は自己負担となります。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(請負業者賠償責任保険)の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B23-900151 承認年月:2023年05月

春の交通安全県民運動

「交通ルール 守って笑顔 晴れの国」

令和6年4月6日(土)～4月15日(月)

【重点目標】

○全国共通の重点目標

- ・子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ・歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ・自転車、電動キックボード等の利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

※電動キックボード等：特定小型原動機付自転車を指す。

○岡山県の重点目標

- ・横断歩行者優先の徹底
- ・運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底
- ・スピードダウンの励行
- ・自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

○自主重点目標

- ・交差点における安全な通行の徹底

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(水)

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

協会日誌

- 6.2.1 おかやま建設企業ライブ
- 6.2.13 岡山県防災会議
- 6.2.13 中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（広島）
- 6.2.21 令和6年度岡山県緑化推進協会通常総会
- 6.2.21 岡山県建築住宅センター(株)取締役会
- 6.2.22 技術研究委員会合同会議
- 6.2.22 正副会長会
- 6.2.28 西日本建設業保証(株)取締役会（大阪）
- 6.2.28 CCUS説明会
- 6.2.29 理事会

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp